

年金特別会計  
(厚生保険特別会計と国民年金特別会計の統合)

概要

年金特別会計は、現行の厚生保険特別会計（労働者の年金保険事業（厚生年金保険）や健康保険事業（政管健保）等を経理）と国民年金特別会計（基礎年金及び自営業者等の年金事業（国民年金）等を経理）を統合して設置される特別会計であり、①基礎年金勘定、②国民年金勘定、③厚生年金勘定、④福祉年金勘定、⑤健康勘定、⑥児童手当勘定、⑦業務勘定に分かれ、業務に関する経理を行う。

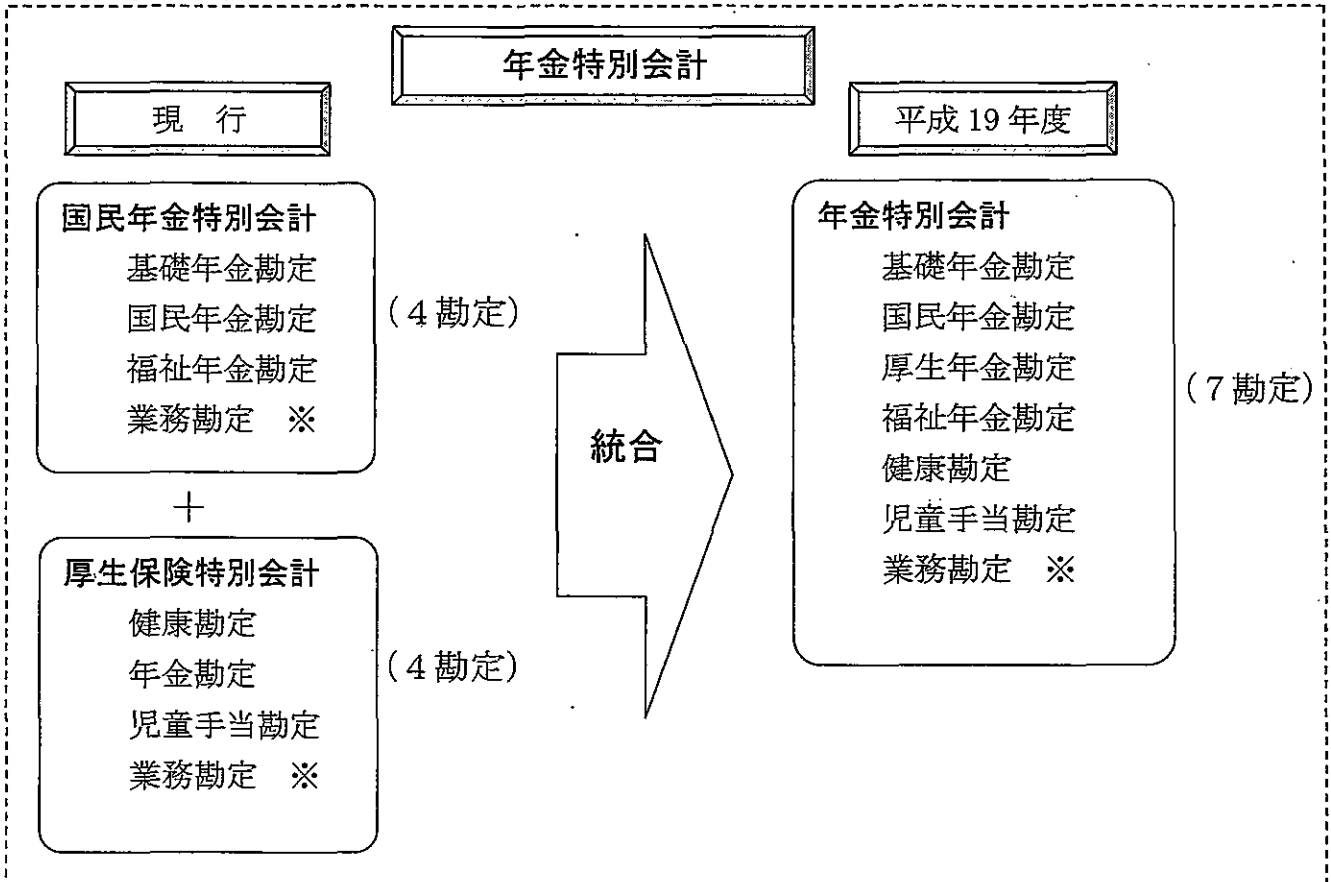
(参考1)

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律  
(平成十八年六月二日法律第四十七号)

(厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の見直し)

第二十一条 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計は、平成十九年度において統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。

(参考2) 統合のイメージ



## 特別会計に関する法律案(仮称)【厚生労働省関係分】

### 行政改革推進法(平成18年法律第47号)

○ 政府は、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、この法律の施行後一年以内を目途として法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。(第19条第1項)

#### 【労働保険特別会計】

- 労働福祉事業、雇用保険三事業について廃止を含めた見直しを行う。
- 雇用保険法第66条の規定による国庫負担の在り方については廃止を含めて検討。

#### 【厚生保険特別会計、国民年金特別会計】

- 平成19年度において統合。

#### 【国立高度専門医療センター特別会計】

- 平成22年度において廃止、各センターは独立行政法人へ移行。

#### 【船員保険特別会計】

- 労災保険・雇用保険相当部分は平成22年度までを目途に労働保険特別会計に統合。その他の部分は公法人化。

### 特別会計に関する法律案(仮称)

各特会法を廃止し、全特会共通の会計手続を定める。

#### 総則(各特別会計の共通事項)

- ・ 一般会計繰入の対象経費を法定化。
- ・ 借入金対象経費を特定し、借入限度は国会の議決を経る。
- ・ 企業会計の慣行を参考とした財務書類の作成・情報開示

#### 各特別会計の目的、管理及び経理に関する取扱い

- ・ 特別会計ごとに、一般会計繰入対象経費や積立金の目的を明確化するとともに、勘定区分や勘定間の繰入れなど所要の規定を整備。

#### 【労働保険特別会計】

#### 【年金特別会計】

厚生保険特別会計、国民年金特別会計を統合し、両特会の業務勘定を統合。

#### 附 則

原則として、平成19年4月1日から施行し、19年度予算から適用。

#### 【国立高度専門医療センター特別会計】

#### 【船員保険特別会計】

ともに、平成21年度末まで暫定的に存続し、廃止に伴う経過措置については別に法律で定めることとする。

労働福祉事業・雇用保険三事業の見直し、雇用保険法の国庫負担の在り方及び船員保険制度の見直しについては、別途関連法律の改正により措置予定。